
この請負事業の仕様書は次のとおりとする。

○造林事業請負標準仕様書

○造林事業請負実行管理基準

掲載場所：

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/20140423.html>

○関東森林管理局仕様書

上記の仕様書に示されていない事項及び特殊な作業・事項については、以下の特記仕様書によるものとする。また、特記仕様書に記載された事項は、上記の仕様書に優先するものとする。

特記仕様書

1 安全対策等

(1) C S F（豚熱）の感染防止拡大のため、山梨県におけるC S F対策を熟知して適切な対策に努めること。

詳細は山梨県ホームページを確認すること。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/shizen/20190927.html#:~:text=%E5%B1%B1%E6%A2%A8%E7%9C%8C%E5%86%85%E3%81%A7%E7%99%BA%E7%94%9F%E3%81%97>)

(2) 作業中は、関係者以外の立入りを禁止する措置を講じ、作業注意看板を常時設置すること。

(3) この仕様書に定めのない事項については、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。

2 下刈

(1) 植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に鎌及び刈払機の刃部が向かないよう植栽木を中心として外側の方向に刈払いを行うものとする。

3 除伐2類

(1) 伐採については「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（令和2年1月31日改正）」に則って作業を行うこととする。

(2) (1)に記載されていないものについては「労働安全衛生規則」、「林業・木材製造業労働防止規定」に則って行うこととする。